令和８年 安曇野市議会３月定例会　提案説明書

－目次－

報告第２号 1
議案第３号 2
議案第４号 3
議案第５号 4
議案第６号 5
議案第７号 6
議案第８号 7
議案第９号 8
議案第 10 号 9
議案第 11 号 10
議案第 12 号 11
議案第 13 号 12
議案第 14 号 17
議案第 15 号 19
議案第 16 号 20
議案第 17 号 22
議案第 18 号 23
議案第 19 号 24
議案第 20 号 25
議案第 21 号 26
議案第 22 号 27
議案第 23 号 29
議案第 24 号 31
議案第 25 号 41
議案第 26 号 44
議案第 27 号 46
議案第 28 号 49
議案第 29 号 50
議案第 30 号 51
議案第 31 号 52
議案第 32 号 53
議案第 33 号 54
議案第 34 号 55
議案第 35 号 56
議案第 36 号 59
議案第 37 号 62

議案第 38 号 63
議案第 39 号 65
議案第 40 号 66
議案第 41 号 67

報告第２号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について（公用車事故に関すること）

別紙をお願いします。

安曇野市明科光 708 番先における事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第１項の規定により、令和８年１月 30 日付けで専決処分したものです。

１　和解の相手方
市内在住者です。

２　事故の概要
令和７年 11 月 14 日、安曇野市明科光 708 番先の狭路において、消防団員が消防車を運転中に一般車両とすれ違う際、民地側に車両を寄せすぎたため、民家の塀瓦に接触した物損事故です。

３　和解の内容
本事故の原因は、運転手の不注意であると認め、安曇野市の過失を 100％とする。
よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 223,300 円を賠償するものとして、令和８年１月 30 日に示談が成立いたしました。
なお、本件示談に関し、安曇野市と損害賠償請求者との間には、損害賠償金以外一切の債権債務がないことを相互に確認しましたので報告するものです。

説明は、以上です。

議案第３号

安曇野市特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

本改正案は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）の一部改正等により、国家公務員等の旅費制度が見直されたことに伴い、本市の特別職の職員等においても国の規定を踏まえ、次に掲げる旅費の種目及び内容について見直しを行うものです。

主な改正点について説明します。

第４条の鉄道賃について、これまで、特別車両料金については、利用可能な距離に制限を設けていましたが、出張の効率性や実態を踏まえ、距離制限を廃止します。

第７条について、宿泊費は従来定額支給としておりましたが、宿泊地ごとの宿泊費基準額を定め、この額を上限とした実費支給へ改正するものです。また、日当を廃止し、宿泊を伴う旅行については、第９条の宿泊手当を支給します。

第８条について、交通費と宿泊費基準額の合計を上限とし、一体として支払うことを可能とするため包括宿泊費を新設します。

本改正は、令和８年４月１日から施行します。

説明は、以上です。

議案第４号

安曇野市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

本改正案は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）の一部改正等により、国家公務員等の旅費制度が見直されたことに伴い、本市においても国の規定を踏まえ、旅費の種目及び内容について見直しを行うものです。

主な改正点について説明します。

第７条、旅費の請求手続きについて、旅行をした職員だけでなく、市と旅行役務提供契約を結んだ旅行業者等についても、旅費の請求、支払を可能とするものです。

第８条の鉄道賃について、これまで、急行料金や座席指定料金には、利用可能な距離に制限を設けていましたが、出張の効率性や実態を踏まえ、距離制限を廃止します。

第 12 条について、宿泊費は従来定額支給としておりましたが、宿泊地ごとの宿泊費基準額を定め、この額を上限とした実費支給へ改正するものです。また、日当を廃止し、宿泊を伴う旅行については、第 14 条の宿泊手当を支給します。

第 13 条について、交通費と宿泊費基準額の合計を上限とし、一体として支払うことを可能とするため包括宿泊費を新設します。

また、派遣職員の旅費に係る第 15 条から第 17 条については、国の改正に合わせて文言等を修正するものです。

併せて、安曇野市証人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 39 号）について、本改正に伴う文言の整理を行います。

本改正は、令和８年４月１日から施行します。

説明は、以上です。

議案第５号

安曇野市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

本改正案は、精神障がい者に係る福祉医療費の給付対象に関し、県の制度改正の検討状況を踏まえ、これまで給付対象外としている入院に係る療養の給付等について、令和８年４月診療分から給付対象とするため、所要の改正を行うものです。

主な改正点について説明します。
第６条中、給付の除外を規定した条文「精神障害者保健福祉手帳交付者の入院に係る療養の給付等を除く。以下同じ。」を削り、入院に係る療養の給付等を福祉医療費の受給対象とするものです。
このほか、第２条第２号、第６条第３号並びに第４号及び第７条については、本改正に合わせ字句等の整理をするものです。

本改正は、令和８年４月１日から施行します。
なお、令和８年４月１日以前に行われた療養の給付又は療養費の支給に係る福祉医療費給付金については、なお従前の例によることとする経過措置を設けます。

説明は、以上です。

議案第６号

安曇野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

本改正案は、新型コロナウイルス感染症の療養のため、労務に服することができない国民健康保険被保険者に対し支給する傷病手当金について、必要な改正をするものです。

改正の内容についてご説明します。

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金は、令和５年５月８日に、新型コロナウイルス感染症が５類に位置づけられたことから、同月７日までに同感染症に感染したことによる療養により労務に服することができなくなった者について支給されるものです。

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 110 条の規定により、保険給付を受ける権利は２年で消滅すること、また当該傷病手当金の給付対象期間は、最長１年６月であり、現時点での受給対象者がいないことから、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の規定を削除するものです。

また、併せて字句等の整理をするものです。

本改正は、公布の日から施行します。

説明は、以上です。

議案第７号

旧安曇野市・松本市山林組合に関する基金条例

本条例案は、安曇野市・松本市山林組合が解散することに伴い、同組合が所有していた山林その他の市有林の保全に関する事業の財源に充てるため、基金を設置することから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定に基づき条例を制定するものです。

本条例は、公布の日から施行します。

説明は、以上です。

議案第８号

安曇野市明科産業会館使用料徴収条例を廃止する条例

本条例案は、安曇野市明科産業会館において、建物の老朽化や貸館利用者数の減少、さらに今後の維持管理の観点を踏まえ、貸館業務を終了することから、当該施設の使用料を規定している本条例を令和８年４月１日付けで廃止するものです。

説明は、以上です。

議案第９号

安曇野市営住宅条例の一部を改正する条例

本改正案は、市営住宅への入居に係る連帯保証人の例外規定、団地内の迷惑行為の禁止に係る規定等を新たに加え、併せて字句の加除・修正等を行うものです。

改正の主な内容について説明します。

第 12 条、入居の手続について、必要な連帯保証人２人を立てられない場合は、規則で定める書類等の提出をもって、連帯保証人の数を減ずることを可能にするものです。

第 25 条、迷惑行為の禁止について、健全な地域コミュニティ形成の観点から、「市営住宅の円滑な運営を妨げてはならない」という内容を追加するものです。

別表、長野県とのアルプス団地共同建て替え事業が本年度末で完了となるため、市営住宅アルプス団地に係る規定を削除するものです。

本改正は、公布の日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 10 号

安曇野市立認定こども園条例の一部を改正する条例

本改正案は、令和８年度から全国の自治体において本格実施となる乳児等通園支援事業、通称「こども誰でも通園制度」（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第６条の３第 23 項に規定する乳児等通園支援事業）について、安曇野市立認定こども園条例（平成 28 年安曇野市条例第 36 号）に園で行う事業として基本的な要件を規定し、併せて一時預かり事業に関する規定及び開園時間等の修正など所要の改正を行うものです。

主な改正内容について説明します。

乳児等通園支援事業の実施については、利用資格、利用者負担金等に係る規定を追加するものです。

開園日数、開園時間、教育及び保育の時間等については、現在行っている保育事業に即して開園日数等を明確化する規定に改めるものです。

一時預かり事業に関しては、保育事業の整備に合わせ、必要な規定を改めるものです。

その他、字句体裁を整理するものです。

本条例は、令和８年４月１日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 11 号

安曇野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

本改正案は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第２項の規定により基準を定めた安曇野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年安曇野市条例第41号）について、当該基準を定めるに当たって従い、また、参酌するものとされた乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和７年内閣府令第１号）の規定に準じて、当該条例の一部を改正するものです。

主な改正点について説明します。

乳児等通園支援事業の実施に当たり、安全計画の策定、職員の一般的条件、秘密保持等の設備及び運営の基準（＝最低基準）に関し、必要な事項を定めるものであり、第21 条第３項の利用定員について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）において定めているものであることを追記するほか、文言の修正等の一部改正を行うものです。

本改正は、令和８年４月１日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 12 号

安曇野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

本改正案は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の３において準用する同法第46条第３項の規定に基づき基準を定めた安曇野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和７年安曇野市条例第42号）について、当該基準を定めるに当たって従い、また、参酌するものとされた特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和７年内閣府令第95号）の規定に準じて、当該条例の一部を改正するものです。

主な改正内容ですが、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に合わせ、文言等の修正を行うものです。

本改正は、令和８年４月１日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 13 号

令和７年度　安曇野市一般会計補正予算（第７号）について

（補正予算の要旨）
今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ２億 5,100 万円を減額し、544 億 100 万円とするものです。
国の補正予算に対応する事業のほか、本年度の決算を見据え既存予算に対する過不足分などを補正し、繰越明許費や債務負担行為の追加等を行なうものです。

補正予算書により説明します。

３ページの「第１表　歳入歳出予算補正」の歳入となります。

（事項別明細書は予算説明書の 15 ページからになります。）
11 款　地方交付税は、５億 9,494 万２千円の増額です。
１項　地方交付税で、国の再算定による「普通交付税」の増額です。

13 款　分担金及び負担金は、246 万２千円の増額です。
１項　分担金で、250 万円の増額です。国の補正予算に伴い実施する土地改良事業の地元分担金として、「団体営土地改良事業分担金」の増額です。
２項　負担金で、△３万８千円の減額です。「道路復旧費原因者負担金」の減額です。

14 款　使用料及び手数料は、304 万３千円の増額です。
１項　使用料で、604 万３千円の増額です。霊園使用料（424 万円）の増額が主なものです。
２項　手数料で、△300 万円の減額です。「夜間急病センター診療手数料」の減額です。

（事項別明細書は予算説明書の 17 ページからになります。）
15 款　国庫支出金は、△１億 8,534 万７千円の減額です。
１項　国庫負担金で、5,608 万１千円の増額です。「子どものための教育保育給付費負担金」（5,122 万９千円）の増額が主なものです。
２項　国庫補助金で、△２億 4,142 万８千円の減額です。国の補正予算による「地域未来交付金（繰越事業分）」（4,549 万４千円）の計上、事業費確定による「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（不足額給付分）」（△２億 423 万円）の減額、「道路改良費補助金」（△8,074 万１千円）の減額が主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の 19 ページからになります。）
16 款　県支出金は、△2,808 万６千円の減額です。
１項　県負担金で、△4,745 万２千円の減額です。「子どものための教育保育給付費負担金」（△3,557 万６千円）の減額が主なものです。

２項　県補助金で、1,936 万６千円の増額です。「森林健全化推進事業補助金」（△3,434 万５千円）の減額、「林業施設災害復旧事業補助金」（4,345 万３千円）の増額、国の補正予算による「団体営土地改良事業補助金」（2,104 万円）の増額が主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の 21 ページからになります。）

17 款　財産収入は、3,411 万４千円の増額です。

１項　財産運用収入で、2,404 万３千円の増額です。全額、各基金の運用による利子分の増額です。

２項　財産売払収入で、1,007 万１千円の増額です。「市有地売払収入」（1,039 万２千円）の増額が主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の 23 ページからになります。）

18 款　寄附金は、7,926 万３千円の増額です。

１項　寄附金で、寄附見込みによる「ふるさと寄附金」（7,000 万円）、「企業版ふるさと納税」（670 万円）の増額が主なものです。

19 款　繰入金は、△５億 5,442 万６千円の減額です。

２項　基金繰入金で、「財政調整基金繰入金」（△４億 9,119 万７千円）、「堀金観光開発基金繰入金」（△3,370 万８千円）の減額が主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の 25 ページからになります。）

21 款　諸収入は、△3,856 万５千円の減額です。

５項　雑入で、「ほりでーゆ～施設利用料」（△5,397 万円）、「農林漁業体験実習館利用料」（△1,906 万円）の減額が主なものです。

22 款　市債は、△１億 5,840 万円の減額です。

１項　市債で、国の補正予算による「道路整備事業（補正予算債 加速化対策分）（国土強靭化債）」（3,680 万円）、「道路整備事業（公共事業等債）」（8,100 万円）の増額、事業費の確定見込みによる「穂高健康支援センター改修事業（特例債）」（△5,930 万円）、「県営新設改良事業（国土強靭化債）」（△1 億 3,720 万円）の減額が主なものです。

以上が歳入の概要です。

４ページの歳出です。

（事項別明細書は予算説明書の 29 ページからになります。）

２款　総務費は、１億 5,589 万円の増額です。

１項　総務管理費で、１億 5,124 万２千円の増額です。ふるさと寄附金の寄付見込みによる返礼品費など「寄附採納事務」（１億 1,919 万９千円）の増額、普通交付税の再算定による減債基金への積立金等として「基金積立金」（１億 768 万３千円）の増額が主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の 39 ページからになります。）
３項　戸籍住民基本台帳費で、464 万８千円の増額です。法改正に伴う戸籍附票システムの改修等による「戸籍住民基本台帳管理費」の増額です。

（事項別明細書は予算説明書の 41 ページからになります。）
３款　民生費は、△１億 7,372 万２千円の減額です。
１項　社会福祉費で、△２億 4,629 万９千円の減額です。定額減税に係る事業費の確定により「定額減税に係る不足額給付金給付事業」（△２億 423 万円）の減額が主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の 47 ページからになります。）
２項　児童福祉費で、3,881 万３千円の増額です。子どものための教育・保育給付費負担金の増加により「保育企画費」(3,742 万５千円)の増額が主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の 49 ページからになります。）
３項　生活保護費で、3,376 万４千円の増額です。国庫負担金の前年度精算による返還金等として「生活保護総務費」（3,938 万９千円）の増額が主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の 51 ページからになります。）
４款　衛生費は、△１億 2,418 万２千円の減額です。
１項　保健衛生費で、△１億 2,375 万２千円の減額です。穂高健康支援センター改修事業費の確定見込みによる「穂高健康支援センター改修事業」（△6,109 万１千円）の減額、脱炭素化推進事業費の確定見込みによる「ゼロカーボン推進事業」（△2,936 万３千円）の減額が主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の 57 ページからになります。）
２項　清掃費で、43 万円の減額です。公用車購入実績等による「清掃費」（△46 万５千円）の減額が主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の 59 ページからになります。）
５款　労働費は、50 万円の増額です。
１項　労働費で、勤労者住宅建設資金融資利子補給金利用者の増加により、全額「勤労者福祉事業」（50 万円）の増額です。

（事項別明細書は予算説明書の 61 ページからになります。）
６款　農林水産業費は、△6,054 万７千円の減額です。
１項　農業費で、△１億 3,061 万　４千円の減額です。納付金免除等による「ファインビュー室山運営事業」（△1,921 万３千円)、「ほりでーゆ～運営事業」（△6,439 万９千円）の減額が主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の 63 ページからになります。）
２項　林業費で、2,180 万４千円の増額です。安曇野市・松本市山林組合解散に伴う返還金の基金積立て等により「林業振興事業」（3,956 万４千円）の増額が主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の 67 ページからになります。）
３項　耕地費で、4,826 万３千円の増額です。国の補正予算による用排水路改修工事費として「団体営土地改良事業」（4,778 万円）の増額が主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の 69 ページからになります。）
７款　商工費は、6,379 万３千円の増額です。
１項　商工費で、国の補正予算による事業費の計上等として「産業連携推進事業」（1,209 万８千円）、「しごと創出事業」（1,371 万２千円）、「受入体制整備事業」（6,620 万円）の増額が主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の 73 ページからになります。）
８款　土木費は、△１億 226 万４千円の減額です。
２項　道路橋梁費で、1,859 万６千円の増額です。県営新設改良事業負担金の確定見込みによる「県営新設改良事業」（△３億 1,030 万５千円）の減額、国の補正予算による事業費の計上等として「社会資本整備総合交付金事業」（２億 3,731 万９千円）、「社会資本整備総合交付金事業（修繕）」（7,700 万円）の増額が主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の 75 ページからになります。）
３項　河川費で、△3,288 万１千円の減額です。内水対策事業の事業費確定見込みにより「河川総務費」の減額です。
４項　都市計画費で、△8,797 万９千円の減額です。東部アウトドア拠点整備事業費の確定見込みによる「東部アウトドア拠点整備事業」（△4,742 万５千円）の減額、下水道施設統廃合事業の事業費確定見込みによる「下水道事業」（△3,230 万円）の減額が主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の 79 ページからになります。）
９款　消防費は、△6,614 万２千円の減額です。
１項　消防費で、同報系防災行政無線親局設備操作卓等更新事業の確定見込み等による「防災無線維持管理費」（△3,650 万円）の減額が主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の 81 ページからになります。）
10 款　教育費は、△1,858 万３千円の減額です。
１項　教育総務費で、△3,192 万２千円の減額です。事業費の確定見込みによる「学校支援員配置事業」（△1,322 万８千円）の減額、スクールバス運行委託費の事業費確定見込み等による「学校バス運行事業」（△1,430 万７千円）の減額が主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の 83 ページからになります。）
２項　小学校費で、6,681 万７千円の増額です。国の補正予算による穂高西小学校トイレ改修工事費の計上による「小学校施設改修事業」（6,707 万１千円）の増額が主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の 85 ページからになります。）
３項　中学校費で、△2,992 万４千円の減額です。中学校電子黒板購入費の確定等による「中学校総務管理費」の減額が主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の 87 ページからになります。）
５項　社会教育費で、△2,159 万４千円の減額です。遺跡発掘関連工事費の確定見込み等による「埋蔵文化財発掘調査事業」（△1,079 万４千円）の減額が主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の 91 ページからになります。）
６項　保健体育費で、△196 万円の減額です。穂高総合体育館改修工事費の確定による「社会体育総務費」（△200 万円）の減額が主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の 93 ページからになります。）
11 款　災害復旧費は、7,425 万７千円の増額です。
２項　農林水産施設災害復旧費で、林道一の沢線の復旧工事として「林道災害復旧事業」の増額です。

以上が歳出の概要です。

一般会計全体における職員給与関係の補正内容については、予算書 95 ページからの給与費明細書をご覧ください。

予算説明書５ページの「第２表　繰越明許費補正」です。
国の補正予算による補助金の追加内示によるものや、年度内での事業完了が困難となったもの等、15 件の補正です。

予算説明書６ページの「第３表　債務負担行為補正」です。
追加・変更合せて 12 件の補正です。
追加については、翌年度当初から事業実施のため、令和７年度中に契約が必要となるものや、事業の早期着手によるもの、工期等が複数年度に渡るものなど 11 件の補正です。
変更については、契約期間及び限度額を変更するものであり、１件の補正です。

予算説明書７ページの「第４表　地方債補正」です。
追加・変更合せて 17 件の補正です。
追加については、国の補正予算による補助金等の追加内示により、事業の前倒し実施等による４件の補正です。
変更については、限度額を見直した 13 件の補正です。

以上により、市債の補正額は△１億 5,840 万円の減額となり、補正後の発行予定額は 62 億 8,800 万円となります。

なお、地方債現在高の見込み等については、予算説明書 98 ページをご覧ください。
説明は、以上です。

議案第14号

令和７年度安曇野市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）

（歳入歳出予算の補正）
第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,807万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ95億1,521万８千円とする。
２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

「第１表　歳入歳出予算補正」の、歳入からご説明します。
（事項別明細書は９ページからになります。）

４款　県支出金　１項　県補助金は、202万６千円の減額です。歳出の４款　保健事業費の減額補正に伴うものです。

５款　財産収入　１項　財産運用収入は、13万６千円の増額です。基金運用利子に伴うものです。

６款　繰入金　１項　他会計繰入金は、743万２千円の増額です。特別会計を運営するための経費で、一般会計からの繰入金の増額を計上するものです。
主なものとして保険基盤安定事業、出産育児一時金、事務費分です。歳出の１款総務費　２款　保険給付費　３款　国民健康保険事業費納付金に財源充当します。

８款　諸収入　６項　雑入は、4,252万8千円の増額です。前年度の保険給付費等交付金の精算に伴うものです。

続きまして、歳出についてご説明します。
（事項別明細書は11ページからになります。）

１款　総務費　２項　賦課徴収費は、411万５千円の減額です。システム改修業務委託料の入札差金です。

２款　保険給付費　補正額は、30万円の増額です。
４項　出産育児諸費は、150万円の増額です。出産育児一時金の給付見込みによるものです。
５項　葬祭諸費は、120万円の減額です。葬祭費の給付見込みによるものです。

（事項別明細書は 13 ページからになります。）

３款　国民健康保険事業費納付金　１項　医療給付費分、２項　後期高齢者支援金等分、３項　介護納付金分は、それぞれ歳入　６款　繰入金による財源変更です。

（事項別明細書は 15 ページからになります。）

４款　保健事業費　２項　特定健康診査等事業費は、202 万５千円の減額です。未受診者対策業務委託の実績によるものです。

５款　積立金　１項　積立金は、13 万６千円の増額で、歳入　５款　財産収入の確定に伴うものです。

７款　諸支出金　１項　償還金利子及び還付加算金は、5,110 万８千円の増額です。前年度の保険給付費交付金等の実績による返還金です。

８款　予備費　１項　予備費は、266 万６千円の増額です。歳入歳出の予算調整によるものです。

説明は、以上です。

議案第15号

令和７年度安曇野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

（歳入歳出予算の補正）
第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,132万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ18億1,382万円とする。
２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

「第１表　歳入歳出予算補正」の、歳入からご説明します。
（事項別明細書は９ページからになります。）

１款　後期高齢者医療保険料　１項　後期高齢者医療保険料は、8,179万５千円の増額です。保険料収入見込によるものです。

３款　繰入金　１項　一般会計繰入金は、2,047万５千円の減額です。後期高齢者医療広域連合へ納付する、事務費及び保険基盤安定事業の納付金額確定によるものです。

続きまして、歳出についてご説明します。
（事項別明細書は11ページからになります。）

２款　後期高齢者医療広域連合納付金　１項　後期高齢者医療広域連合納付金は、6,132万３千円の増額です。後期高齢者医療広域連合への事務費及び保険基盤安定納付金の確定によるものです。

４款　予備費　１項　予備費は、３千円の減額です。歳入歳出の予算調整によるものです。

説明は、以上です。

議案第16号

令和７年度安曇野市介護保険特別会計補正予算（第５号）

（歳入歳出予算の補正）
第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ798万３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億6,453万５千円とする。
２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

「第１表　歳入歳出予算の補正」の歳入から、主なものについて説明します。
（事項別明細書は９ページからになります。）

３款　国庫支出金　２項　国庫補助金は、補正額656万７千円の増額です。主な内容は、家族介護支援事業の歳出補正に伴う地域支援事業交付金（新総合事業以外）の減額、保険者機能強化推進交付金の交付決定による減額、介護保険保険者努力支援交付金等の交付決定による増額を計上するものです。

４款　支払基金交付金　１項　支払基金交付金は、補正額４千円の増額です。介護予防普及啓発事業の歳出補正に伴い増額を計上するものです。

５款　県支出金　２項　県補助金は、補正額67万２千円の減額です。家族介護支援事業の歳出補正に伴い減額を計上するものです。

７款　財産収入　１項　利子及び配当金は、補正額168万円の増額です。介護保険支払準備基金利子の増額を計上するものです。

８款　繰入金　１項　一般会計繰入金は、補正額40万４千円の増額です。介護保険事務システム改修等の歳出補正に伴い、一般会計からの繰入金の増額を計上するものです。

以上が歳入の概要です。

続きまして、歳出についてご説明いたします。
（事項別明細書は11ページからになります。）

１款　総務費　補正額は、190万円の増額です。
１項　総務管理費は、189万８千円の増額です。税制改正に伴う介護保険事務システム改修のための増額、第三者行為による求償事務手数料の実績に基づく増額を計上するものです。
２項　徴収費は、２千円の増額です。物価高騰により返信用封筒印刷製本費の増額を計上するものです。
３款　地域支援事業　補正額は348万５千円の減額です。

１項　介護予防事業は、1 万５千円の増額です。夜間の会議出席を見込み会計年度任用職員の時間外勤務について増額を計上するものです。

（13 ページになります。）

２項　包括的支援事業・任意事業費は、350 万円の減額です。介護用品購入助成事業（非課税世帯向け）の実績に基づき、減額を計上するものです。

３項　介護予防・日常生活支援総合事業は、国庫支出金の交付決定に伴い財源変更をするものです。

５款　保健福祉事業費　１項保健福祉事業費は、80 万円の減額です。介護用品支給購入助成事業（課税世帯向け）の実績に基づき、減額を計上するものです。

（15 ページになります。）

６款　基金積立金　１項基金積立金は、1,015 万５千円の増額です。国庫補助金の交付決定に伴い余剰となる第１号保険料及び基金利子を介護保険支払準備基金に積み立てるものです。

８款　諸支出金　１項償還金及び還付加算金は、21 万３千円の増額です。被保険者資格の喪失に伴う過年度分の介護保険料の還付額確定に伴い、増額を計上するものです。

説明は、以上です。

議案第17号

令和７年度安曇野市上川手山林財産区特別会計補正予算（第２号）

（歳入歳出予算の補正）
第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ　79 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ　393 万 6,000 円とする。

議案書２、３ページ
第１表　歳入歳出予算補正、歳入です。
（事項別明細書は、９ページからになります。）

１款　財産収入　１項　財産運用収入の補正は、基金利子 22,000 円の増額です。

２款　繰越金　１項　繰越金は、前年度決算によるもので、77 万 4,000 円を増額します。

続きまして、歳出です。
（事項別明細書は、11 ページからになります。）

１款　総務費　１項　総務管理費の補正は、基金積立金及び基金利子積立金として 79 万 6,000 円を増額するものです。

説明は、以上です。

議案第 18 号

令和７年度安曇野市北の沢山林財産区特別会計補正予算（第１号）

（歳入歳出予算の補正）
第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ　10 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ　68 万 5,000 円とする。

議案書２、３ページ
第１表　歳入歳出予算補正、歳入です。
（事項別明細書は、９ページからになります。）

１款　財産収入　１項　財産運用収入の補正は、基金利子 1 万 5,000 円の増額です。

２款　繰越金　１項　繰越金は、前年度決算によるもので 12 万 1,000 円の減額です。

続きまして、歳出です。
（事項別明細書は、11 ページからになります。）

１款　総務費　１項　総務管理費の補正は、基金積立金で 12 万 1,000 円の減額、基金利子積立金として、１万 5,000 円を増額するものです。

説明は、以上です。

議案第19号

令和７年度安曇野市有明山林財産区特別会計補正予算（第１号）

（歳入歳出予算の補正）
第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ　７万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ　70万3,000円とする。

議案書２、３ページ
第１表　歳入歳出予算補正、歳入です。
（事項別明細書は、９ページからになります。）

１款　分担金及び負担金　は、分担金の決定に伴い１万4,000円を減額します。

２款　財産収入　１項　財産運用収入補正は、基金利子５万1,000円の増額です。

３款　繰越金　１項　繰越金は、前年度決算により10万8,000円を減額します。

続きまして、歳出です。
（事項別明細書は、11ページからになります。）

１款　総務費　１項　総務管理費の補正は、基金積立金で12万2,000円を減額、基金利子積立金として５万1,000円を増額するものです。

説明は、以上です。

議案第 20 号

令和７年度安曇野市富士尾沢山林財産区特別会計補正予算（第１号）

（歳入歳出予算の補正）
第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 78 万 8,000 円とする。

議案書２、３ページ
第１表　歳入歳出予算補正、歳入です。
（事項別明細書は、９ページからになります。）

１款　分担金及び負担金　１項　分担金は､額決定により１万 4,000 円を減額します。

２款　財産収入　１項　財産運用収入は、基金利子 6,000 円を増額します。

３款　繰越金　１項　繰越金は、前年度決算により９万 5,000 円を増額します。

続きまして、歳出です。
（事項別明細書は、11 ページからになります。）

１款　総務費　１項　総務管理費の補正は、基金積立金他の増で８万 7,000 円を増額するものです。

説明は、以上です。

議案第21号

令和７年度安曇野市穂高山林財産区特別会計補正予算（第１号）

（歳入歳出予算の補正）
第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ　２万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ　75万7,000円とする。

議案書２、３ページ
第１表　歳入歳出予算補正、歳入です。
（事項別明細書は、９ページからになります。）

１款　分担金及び負担金　１項　分担金は、額の決定により２万3,000円を減額します。

２款　財産収入　１項　財産運用収入は、基金利子5,000円を増額します。

３款　繰越金　１項　繰越金は、前年度決算により４万4,000円を増額します。

続きまして、歳出です。
（事項別明細書は、11ページからになります。）

１款　総務費　１項　総務管理費の補正は、基金積立金ほか２万6,000円を増額します。

説明は、以上です。

議案第 22 号

令和７年度安曇野市水道事業会計補正予算（第４号）

第１条　令和７年度安曇野市水道事業会計の補正予算第４号は、次に定めるところによる。

第２条　令和７年度安曇野市水道事業会計予算第２条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。
主な建設改良事業　主要管路整備工事　補正予定額　2,860 万円の増額

第３条　予算第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。
（支　出）
第１款　水道事業費用　補正予定額　207 万８千円の増額

第４条　本文括弧書の改めにつきましては記載の通りです。
資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。
（収　入）
第１款　資本的収入　補正予定額　685 万円の増額
（支　出）
第１款　資本的支出　補正予定額　2,860 万円の増額

第５条　予算第５条に定めた利率を次のとおり補正する。
利率の上限を 3.5%以内から 5.5%以内に補正します。

第６条　予算第８条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。
（１）職員給与費　補正予定額 114 万１千円の増額

次に、補正予算書により御説明します。
11、12 ページをご覧下さい。

収益的収入及び支出の支出
１款　１項　２目　配水及び給水費の既決予定額を 103 万６千円、４目総係費を 10 万５千円それぞれ増額するものです。
増額の理由は、人件費に係る職員手当、賞与、法定福利費引当金繰入額等の不足額の調整によるものです。

６目　資産減耗費の既決予定額を 93 万７千円増額するものです。
増額の理由は、決算見込みに伴うものです。
続きましては、13、14 ページをご覧ください。
資本的収入及び支出の収入
１款　３項　１目　国庫補助金の既決予定額を 685 万円増額するものです。
増額の理由は、社会資本整備総合交付金を国の追加補正に伴い増額するものです。

続きまして支出です。

１款　１項　１目配水設備工事の既決予定額を 2,860 万円増額するものです。
増額の理由は、国の追加補正に伴い、岩原低区系専用配水管布設工事の事業費を増額するものです。

説明は、以上です。

議案第 23 号

令和７年度安曇野市下水道事業会計補正予算（第２号）

第１条　令和７年度安曇野市下水道事業会計の補正予算　第２号は、次に定めるところによる。

第２条　令和７年度安曇野市下水道事業会計予算第２条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。
補正予定量として、排水戸数 10 戸の増加、年間総汚水量２万㎥及び一日平均汚水量 55 ㎥の減少。
主な建設改良事業　下水道施設統廃合事業　補正予定額　１億 2,975 万６千円の減額

第３条　予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。
（収　入）
第１款　下水道事業収益　補正予定額　5,756 万５千円の増額
（支　出）
第１款　下水道事業費用　補正予定額　1,063 万３千円の増額

第４条　本文括弧書の改めにつきましては記載の通りです。
資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。
（収　入）
第１款　資本的収入　補正予定額　8,801 万６千円の減額
（支　出）
第１款　資本的支出　補正予定額　3,746 万１千円の減額

第５条　予算第５条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。
下水道事業債の限度額を３億 5,170 万円から３億 3,830 万円に減額し、利率の上限を 3.5％以内から 5.5％以内に補正します。

第６条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり定める。
事項：下水道処理施設等維持管理業務、期間：令和８年度から令和 10 年度まで、限度額：５億 6,215 万９千円

第７条　予算第８条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。
（１）職員給与費　補正予定額　25 万４千円の増額
次に、補正予算書により御説明します。
11、12 ページをご覧下さい。

収益的収入及び支出の、収入
１款　１項　１目　下水道使用料の既決予定額を 1,729 万２千円減額するものです。

減額の理由は、本年度見込み額を決算及びこれまでの実績値より補正するものです。

２項　２目　長期前受金戻入の 672 万５千円の増額は、決算認定により対象額が確定したことによるものです。

３目　雑収益の 6,813 万２千円の増額は、前年度流域下水道維持管理負担金の確定によるものです。

続きまして、支出。
１款　１項　１目　管きょ費の 12 万４千円、７目総係費 13 万円の増額は、人件費に係る賞与、法定福利費引当金繰入額の不足額の調整によるものです。

８目　減価償却費の 647 万２千円、９目　資産減耗費の２万５千円の増額は、決算見込みに伴うものです。

２項　３目　過年度損益修正損の 381 万６千円の増額は、過年度下水道使用料の更正に伴う下水道使用料の還付金です。
５目　雑支出の６万６千円の増額は、下水道使用料の更正に伴う、下水道使用料の還付加算金です。

続きまして、資本的収入及び支出の収入についてご説明します。
13、14 ページをご覧下さい。

１款　１項　１目　企業債は既決予定額を 1,340 万円、３項　１目　国庫補助金を 4,231 万６千円、それぞれ減額するものです。

減額の理由は、下水道施設改築更新事業等の国の追加補正よる増額と、下水道施設統廃合事業及び下水道施設改築更新事業等の事業費の確定に伴う減額によるものです。

４項　１目　他会計出資金の 3,230 万円の減額は、下水道施設事業統廃合事業の事業費確定によるものです。

続きまして、支出。
１款　１項　１目　管きょ工事費は、既決予定額を 3,746 万１千円減額するものです。
減額の理由は、下水道施設改築更新事業等の国の追加補正よる増額と、下水道施設統廃合事業及び下水道施設改築更新事業等の事業費の確定に伴う減額によるものです。

説明は、以上です。

議案第 24 号

令和８年度安曇野市一般会計予算について

（予算編成の基本方針）
令和８年度は、第２次安曇野市総合計画・後期基本計画が策定されてから４年目となり、安曇野市が目指す将来ビジョンである「自然、文化、産業が織りなす　共生の街　安曇野」の総仕上げに向け、着実に事業を展開していく必要があります。
一方、財政面においては、市税収入や国・県の財政支援、地方財政措置の的確な見極めが必要であり、社会情勢等の的確な把握と事業の選択と集中はもとより、歳入歳出両面における財源確保の徹底した取組みが求められます。
これらを踏まえた上で、市民一人ひとりがここに住むことに幸せを感じ、また、市外在住の方には憧れを抱いていただけるよう、市の継続的な財政基盤を確保しつつ、安曇野市の魅力を最大限発揮し得るよう貴重な財源の有効活用を図っていく方針です。

それでは予算計上の内容について、予算説明書により説明します。
予算説明書２ページです。

令和８年度　安曇野市一般会計予算

令和８年度安曇野市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算）
第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 481 億 8,000 万円と定める。
２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）
第２条　地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

（地方債）
第３条　地方自治法第 230 条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表　地方債」による。

（一時借入金）
第４条　地方自治法第 235 条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40 億円と定める。

（歳出予算の流用）
第５条　地方自治法第 220 条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
（１）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

３ページの歳入です。

（事項別明細書は予算説明書の 15 ページからになります。）
１款　市税は、127 億 1,051 万２千円です。
前年度比４億 8,713 万９千円、4.0％の増です。
主な項目について説明します。（以降の款についても同様です）
１項　市民税で、59 億 5,260 万円の計上です。
「市民税個人分」では、賃上げによる給与所得の増加が見込まれ、前年度比３億 3,300 万円増の 51 億 6,700 万円、「法人市民税分」では、市内主要企業の決算予測による推計を踏まえ、前年度比 5,010 万円増の７億 8,560 万円と見込みました。
２項　固定資産税で、57 億 4,792 万円の計上です。
「固定資産税」では、家屋の新増築による増加と地域未来促進法等による償却資産の軽減特例の終了に伴う税額の増加が見込まれ、前年度比１億 1,680 万円増の 57 億 1,380 万円と見込みました。

（事項別明細書は予算説明書 17 ページからになります。）
２款　地方譲与税は、４億 9,623 万８千円です。
前年度比△4,295 万１千円、△8.0％の減です。
２項　自動車重量譲与税で３億 7,000 万円の計上です。
「自動車重量譲与税」について、交付実績及び国の資料等により、前年度比△2,100 万円の減額を見込みました。

３款　利子割交付金は、900 万円です。
前年度比 300 万円、50％の増です。
交付実績及び国の資料等により増額を見込みました。

４款　配当割交付金は、8,000 万円です。
前年度比 2,100 万円、35.6％の増です。
交付実績及び国の資料等により、増額を見込みました。

５款　株式等譲渡所得割交付金は、１億 1,800 万円です。
前年度比 1,400 万円、13.5％の増です。
交付実績及び国の資料等により、増額を見込みました。

（事項別明細書は予算説明書の 19 ページからになります。）
６款　法人事業税交付金は、２億 3,500 万円です。
前年度比 1,800 万円、8.3％の増です。
交付実績により、増額を見込みました。

７款　地方消費税交付金は、25 億 5,000 万円です。
前年度比１億 1,000 万円、4.5％の増です。
交付実績及び国の資料等により、増額を見込みました。

８款　ゴルフ場利用税交付金は、3,500 万円です。
前年度比 100 万円、2.9％の増です。
交付実績及び国の資料等により、増額を見込みました。

９款　環境性能割交付金は、500 万円です。
前年度比△5,900 万円、△92.2％の減です。
令和８年度から環境性能割の廃止により、減額を見込みました。

10 款　地方特例交付金は、２億 100 万円です。
前年度比 8,600 万円、74.8％の増です。
ガソリン税の暫定税率廃止、環境性能割廃止等による補填分の計上により、増額を見込みました。

（事項別明細書は予算説明書の 21 ページからになります。）
11 款　地方交付税は、120 億円です。
前年度比４億円、3.4％の増です。
「普通交付税」は、国の「地方財政対策」により 113 億円を見込みました。
また、「特別交付税」は、交付実績などにより７億円を見込みました。

12 款　交通安全対策特別交付金は、1,072 万円です。
前年度比△118 万円、△9.9％の減です。
交付実績などにより、減額を見込みました。

13 款　分担金及び負担金は、３億 2,305 万１千円です。
前年度比 2,325 万３千円、7.8％の増です。
２項　負担金で３億 1,406 万２千円の計上です。
「児童クラブ負担金」（3,800 万円）や「保育児童保育料」（１億 7,119 万９千円）などが主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の 23 ページとなります。）
14 款　使用料及び手数料は、２億 8,465 万８千円です。
前年度比△696 万６千円、△2.4％の減です。
１項　使用料で、１億 3,641 万４千円の計上です。
「道路占用料」（2,840 万円）、「公営住宅使用料」（5,088 万８千円）などが主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の 25 ページとなります。）
２項　手数料で、１億 4,824 万４千円の計上です。
「戸籍住民基本台帳手数料」（3,706 万円）、「可燃ごみ処理手数料」（１億 20 万円）などが主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の 27 ページとなります。）
15 款　国庫支出金は、58 億 5,383 万４千円です。
前年度比 2,495 万１千円、0.4％の増です。

１項　国庫負担金で 40 億 1,248 万円の計上です。
「自立支援給付費負担金」（９億 5,364 万円）や、「児童手当国庫負担金」（14 億 8,495 万５千円）などが主なものです。
２項　国庫補助金で、18 億 1,790 万９千円の計上です。
「物価高騰対応重点支援地方創生交付金（令和７年度補正推奨事業メニュー分）」（４億 9,982 万７千円）、「道路改良費補助金」（５億 3,145 万２千円）、「公営住宅等ストック総合改善事業補助金」（１億 3,257 万８千円）などが主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の 31 ページからになります。）
16 款　県支出金は、33 億 1,934 万３千円　　です。
前年度比５億 4,736 万８千円、19.7％の増です。
１項　県負担金で、15 億 6,203 万８千円の計上です。
「自立支援給付費負担金」（４億 7,682 万円）、「保険基盤安定負担金」（２億 4,084 万３千円）、「後期高齢者医療保険基盤安定負担金」（２億 7,004 万９千円）などが主なものです。
２項　県補助金で、15 億 342 万６千円の計上です。
「福祉医療給付事業補助金」（２億 7,564 万円）、「多面的機能支払推進交付金」（２億 1,926 万４千円）、「給食費負担軽減交付金」（２億 5,597 万円）
「長野県 GIGA 基金１人１台端末整備事業補助金」（２億 8,992 万３千円）
などが主なものです。
３項　県委託金で、２億 5,387 万９千円の計上です。
「県民税徴取事務委託金」（1 億 6,000 万円）、「県知事選挙委託金」（6,260 万３千円）などが主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の 39 ページからになります。）
17 款　財産収入は、9,141 万６千円です。
前年度比 4,003 万１千円、77.9％の増です。
１項　財産運用収入で、9,141 万４千円の計上です。
市有土地・建物などの貸付収入、各種基金の積立利子などが主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の 41 ページからになります。）
18 款　寄附金は、３億 10 万円です。
前年度比 10 万円の増です。
「ふるさと寄附金」（３億円）、企業版ふるさと納税（10 万円）の計上です。

19 款　繰入金は、38 億 9,141 万円です。
前年度比１億 8,517 万４千円、5.0％の増です。
２項　基金繰入金で、38 億 8,963 万３千円の計上です。
財源調整のための「財政調整基金繰入金」（10 億 2,842 万８千円）、「減債基金繰入金」（８億円）、「公共施設整備基金繰入金」（９億円）、「ふるさと寄附基金繰入金」（８億円）、「地域振興基金繰入金」（１億 3,612 万２千円）などが主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の 43 ページからになります。）
20 款　繰越金は、5,000 万円で前年度と同額の計上です。

21 款　諸収入は、20 億 8,911 万８千円です。
前年度比△５億 5,821 万９千円、△21.1％の減です。
３項　貸付金元利収入で、14 億 6,308 万２千円の計上です。
貸付元金として「市制度資金元金」（14 億円）、「勤労者資金元金」（5,000 万円）などが主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の 55 ページとなります。）
22 款　市債は、35 億 2,660 万円です。
前年度比△33 億 6,270 万円、△48.8％の減です。
借換債は、７億 2,350 万円の発行額を見込みました。

過疎対策事業債は、４億 6,630 万円の計上です。
「林道長峰線改良事業」（6,620 万円）、東部アウトドア拠点整備として「過疎対策推進事業」（１億 1,350 万円）、「松糸アクセス道路事業」（２億 4,120 万円）などを見込みました。

その他の市債は、23 億 3,680 万円の計上です。
こども・子育て支援事業債では、「園庭芝生化事業」（１億 8,070 万円）、豊科南小、豊科北小、穂高南小の児童クラブ整備として「児童クラブ整備事業」（２億 4,470 万円）、公共施設等適正管理推進事業債では「福祉センター事業」（２億 20 万円）、「障がい者支援センター改修事業」（１億 6,560 万円）、脱炭素化推進事業債では、豊科県民グラウンドと豊科南小学校校庭の照明を LED 化する事業として「体育施設照明取替工事」（２億 3,070 万円）などを見込みました。

以上が歳入の概要です。

５ページの歳出です。
事項別明細書は予算説明書の 61 ページからになります。

１款　議会費は、２億 7,156 万８千円です。
前年度比 974 万５千円、3.7％の増です。
議員報酬、共済納付金や会議録調製業務など議会運営経費の計上です。

（事項別明細書は予算説明書の 65 ページからになります。）
２款　総務費は、52 億 7,316 万８千円です。
前年度比△4,342 万円、△0.8％の減です。
主な項目は、
１項　総務管理費で、43 億 5,730 万５千円の計上です。
ふるさと寄附事務等による「寄附採納事務」（４億 5,751 万８千円）、デマンド交通などの運行による「公共交通事業」（１億 8,689 万５千円）、ふるさとワーキングホリデーの開催などによる「移住定住推進事業」（7,118 万３千円）などが主な事業です。

３項　戸籍住民基本台帳費で、２億3,751万８千円の計上です。
書かない窓口・デジタル窓口の拡充推進するため、本人確認書類読取システム導入、コンビニ交付で新たに税証明と住民票記載事項証明の取得を可能にする費用など「戸籍住民基本台帳管理費」（２億3,751万８千円）になります。
４項　選挙費で、9,055万７千円の計上です。
令和８年８月に実施予定の長野県知事選挙の費用として「県知事選挙費（6,260万３千円）」などが主な事業です。

（事項別明細書は予算説明書の131ページからになります。）
３款　民生費は、168億3,569万円です。
前年度比△６億1,975万円、△3.6％の減です。
主な項目は、
１項　社会福祉費で88億8,848万９千円の計上です。
障害福祉サービス費などによる「障がい者支援事業」（24億9,313万２千円）や「福祉医療費給付事業」（７億6,149万６千円）、後期高齢者医療広域連合への一部事務組合負担金などによる「後期高齢者医療事業」（17億1,973万６千円）などが主な事業です。

（事項別明細書は予算説明書の153ページからになります。）
２項　児童福祉費で、70億9,265万７千円の計上です。
児童手当・児童扶養手当などによる「児童福祉総務費」（23億8,542万６千円）や「児童クラブ整備事業」（２億7,740万８千円）、「児童館運営費」（４億8,587万７千円）、認定こども園の運営費用などによる「認定こども園管理費」（23億5,443万９千円）などが主な事業です。

（事項別明細書は予算説明書の167ページからになります。）
３項　生活保護費で、８億5,404万４千円の計上です。
生活保護扶助費などによる「生活保護総務費」（７億5,096万４千円）、「社会就労センター管理費」（１億308万円）などが主な事業です。

（事項別明細書は予算説明書の171ページからになります。）
４款　衛生費は、32億7,237万円です。
前年度比△8,553万６千円、△2.5％の減です。
主な項目は、
１項　保健衛生費で、19億8,766万２千円の計上です。
令和８年度より新たに予防接種法の定期接種に位置付けられたRSウイルス感染症ワクチン接種などの「予防接種事業」（５億2,439万７千円）、合葬式墳墓の整備などをする「霊園管理費」（１億1,132万４千円）、脱炭素化推進や地球温暖化対策設備設置の支援として「ゼロカーボン推進事業」（１億2,914万２千円）、空家再生による地域活性化を図るものとして「空家等対策事業」（6,587万７千円）などが主な事業です。

（事項別明細書は予算説明書の197ページからになります。）
２項　清掃費で、８億3,504万６千円の計上です。
ごみ処理費など「清掃費」（７億6,167万２千円）などが主な事業です。

（事項別明細書は予算説明書の 203 ページからになります。）
３項　上水道費で、４億 4,966 万２千円の計上です。
国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施する水道料基本料金減免実施のため、水道事業会計への負担金など「水道事業」（４億 4,966 万２千円）になります。

（事項別明細書は予算説明書の 205 ページからになります。）
５款　労働費は、6,312 万５千円です。
前年度比 129 万１千円、2.1％の増です。
勤労者支援などによる「勤労者福祉事業」（5,790 万円）や安曇野市ふるさとハローワークの運営経費など「労働雇用対策事業」（522 万５千円）になります。

（事項別明細書は予算説明書の 207 ページからになります。）
６款　農林水産業費は、18 億 1,932 万７千円です。
前年度比△２億 8,960 万５千円、△13.7％の減です。
主な項目は、
１項　農業費で７億 9,483 万８千円です。
有害鳥獣捕獲助成など「有害鳥獣駆除対策」（5,493 万９千円）、関西圏や海外に向けた安曇野産農産物のＰＲと販路拡大を進める「消費拡大対策事業」（2,353 万６千円）、次世代における農業経営者を育成する「後継者育成事業」（5,332 万円）などが主な事業です。

（事項別明細書は予算説明書の 225 ページからになります。）
２項　林業費で、５億 1,506 万９千円の計上です。
さとぷろ事業などによる「林業振興事業」（１億 2,228 万９千円）や松枯損木伐倒処理などによる「松くい虫被害対策事業」（１億 4,575 万２千円）、林道長峰線の部分拡幅などによる「林道重点整備・維持管理事業」（１億 2,164 万３千円）などが主な事業です。

（事項別明細書は予算説明書の 231 ページからになります。）
３項　耕地費で、５億 923 万５千円の計上です。
地域の活動組織が行う水路清掃、農道補修の作業等に対して支援する「多面的機能支払交付金事業」（２億 9,301 万２千円）などが主な事業です。

（事項別明細書は予算説明書の 239 ページからになります。）
７款　商工費は、24 億 5,269 万１千円です。
前年度比△２億 8,780 万２千円、△10.5％の減です。
主な項目は、
企業等支援助成などによる「工業振興事業」（２億 4,800 万７千円）、「市制度資金貸付事業」（14 億 6,341 万７千円）、市の観光案内や情報発信などによる「受入体制整備事業」（9,412 万７千円）、登山道や登山環境の整備、観光関連施設の維持などを行う「施設管理整備事業」（１億 125 万２千円）などが主な事業です。

（事項別明細書は予算説明書の 257 ページとなります。）
８款　土木費は、53 億 946 万９千円です。
前年度比△８億 6,423 万８千円、△14.0％の減です。
主な項目は、
２項　道路橋梁費で、22 億 3,398 万７千円の計上です。
道路等の維持修繕事業として「道路橋梁維持費」（４億 1,877 万２千円）や「市道新設改良事業」（２億 8,880 万３千円）、「社会資本整備総合交付金事業」（９億 6,155 万３千円）などが主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の 267 ページとなります。）
３項　河川費で、１億 8,698 万円の計上です。
万水川下流域の内水対策などによる「河川総務費」（１億 2,319 万８千円）、勝手沢の護岸改修として「河川改修事業」（2,660 万円）などが主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の 271 ページとなります。）
４項　都市計画費で、21 億 6,287 万１千円の計上です。
明科地域で進めている「東部アウトドア拠点整備事業」（１億 4,232 万３千円）、公園施設や遊具の改修・更新などによる「都市公園等維持管理事業」（３億 5,671 万３千円）、下水道会計への繰出金として「下水道事業」（13 億 3,248 万２千円）などが主な事業です。

（事項別明細書は予算説明書の 281 ページとなります。）
５項　住宅費で、４億 6,830 万４千円です。
全額、公営住宅の改修工事による「住宅管理費」になります。

（事項別明細書は予算説明書の 285 ページとなります。）
９款　消防費は、16 億 5,238 万９千円です。
前年度比△4,335 万５千円、△2.6％の減です。
主な項目は、
松本広域連合への消防費負担金などによる「常備消防負担金」（11 億 9,698 万５千円）、市消防団の活動経費などによる「非常備消防費」（１億 9,200 万７千円）、防災用品や自主防災組織防災活動支援補助金、災害対応車両（牽引型トイレカー）の購入などによる「災害対策費」（１億 3,755 万７千円）などが主な事業です。

（事項別明細書は予算説明書の 293 ページとなります。）
10 款　教育費は、58 億 6,708 万２千円です。
前年度比７億 7,416 万２千円、15.2％の増です。
主な項目は、
１項　教育総務費で、20 億 5,116 万１千円の計上です。
ICT 支援業務委託や入学準備金貸付業務費など、教育活動の必要経費として「事務局費」（３億 4,507 万２千円）や、スクールカウンセラーや学校配置支援員の配置などによる「学校支援員配置事業」（２億 6,231 万４千円）、学校給食の提供による「給食センター総務費」（８億 4,593 万５千円）などが主な事業です。

（事項別明細書は予算説明書の 311 ページとなります。）
２項　小学校費で、12 億 3,487 万円です。
児童生徒の１人１台端末（タブレット）の更新などによる「小学校総務管理費」（６億 9,191 万４千円）、小学校施設の修繕などによる「小学校施設維持修繕事業」（３億 2,528 万１千円）などが主な事業です。

（事項別明細書は予算説明書の 317 ページとなります。）
３項　中学校費で、５億 8,719 万９千円です。
児童生徒の１人１台端末（タブレット）の更新などによる「中学校総務管理費」（４億 1,335 万６千円）、中学校部活動の地域展開などに取り組む「中学校教育振興費」（1 億 1,368 万１千円）などが主な事業です。

（事項別明細書は予算説明書の 327 ページとなります。）
５項　社会教育費で、13 億 6,935 万１千円の計上です。
安曇野市美術館などの指定管理委託や日展安曇野展などに対する負担金など「文化振興費」（１億 8,838 万８千円）、穂高会館の消防設備等更新による「穂高公民館管理費」（１億 9,916 万９千円）、図書館の運営経費として「図書館費」（２億 1,383 万９千円）などが主な事業です。

（事項別明細書は予算説明書の 369 ページとなります。）
６項　保健体育費で、５億 3,648 万９千円の計上です。
令和 10 年に開催される信州やまなみ国スポ・全障スポに向けた準備などに取り組む「社会体育総務費」（8,956 万９千円）、体育施設の維持費などによる「社会体育施設管理費」（４億 2,559 万円））などが主な事業です。

（事項別明細書は予算説明書の 377 ページとなります。）
11 款　災害復旧費は、150 万円です。
前年度比△150 万７千円、△50.1％の減です。
自然災害により被災した場合に備え「災害復旧事業」（150 万円）の計上です。

（事項別明細書は予算説明書の 379 ページとなります。）
12 款　公債費は、53 億 1,162 万１千円です。
前年度比△６億 1,998 万５千円、△10.5％の減です。
長期借入金償還元金として 50 億 5,402 万円、長期借入金償還利子として２億 5,760 万１千円の計上です。

（事項別明細書は予算説明書の 381 ページとなります。）
13 款　予備費は、5,000 万円の計上で、昨年度と同額です。

以上、歳出の概要です。

次に、一般会計全体における職員給与関係等です。
予算書 383 ページからになります。

特別職については、合計３億 7,428 万８千円で、前年度比△2,598 万７千円、△6.5％の減です。
また、一般職については、合計 75 億 9,030 万８千円で、前年度比２億 1,225 万５千円、2.9％の増です。

それでは、予算説明書７ページをお願いします。
「第２表　債務負担行為」です。「議会会議録調製等業務」等、全 28 事業の設定をするものです。それぞれ複数年に渡る事業で、限度額として合計 17 億 5,429 万７千円を設定するものです。

次に、議案書８ページをお願いします。
「第３表　地方債」です。脱炭素化推進事業債（総務債）のほか、市債の借入限度額を設定するもので、借入限度額として合計 35 億 2,660 万円とするものです。

説明は、以上です。

議案第25号

令和８年度安曇野市国民健康保険特別会計

令和８年度安曇野市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ94億2,784万３千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法第 235 条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、４億円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第220条第２項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

「第１表 歳入歳出予算」の、歳入からご説明します。

（事項別明細書は９ページからになります。）

１款　国民健康保険税は、18億2,100万４千円です。

被保険者数の減少を見込みつつ所得の伸びを考慮した結果、前年度当初予算より１億9,100万円の増額です。

なお、歳入全体に占める割合は、19.3％（前年度17.4％）です。

２款　使用料及び手数料　１項　手数料は、９万円で、国民健康保険税の過年度分の督促手数料です。

３款　国庫支出金　１項　国庫補助金は、２千円の目出し計上です。

４款　県支出金は　69億3,397万６千円です。

１項の県補助金は、69億3,397万５千円で、市が支払う療養諸費、高額療養費などに対して、その支払額と同額が県から交付される「普通交付金」と、特定健診費用への負担金、保険者努力支援分等として交付される「特別交付金」となっています。

（11ページになります。）

２項の財政安定化基金交付金は、１千円の目出し計上です。

５款　財産収入は、92 万９千円で、基金利子の収入を見込むものです。

６款　繰入金は、６億 5,928 万８千円です。
１項　他会計繰入金は、一般会計繰入金５億 3,428 万８千円で、保険基盤安定事業、財政安定化支援事業に係る繰入金が主なものです。
２項　基金繰入金は、１億 2,500 万円です。

７款　繰越金は、400 万円を見込んでいます。

（13 ページになります）
８款　諸収入は、855 万４千円です。
１項　延滞金及び過料は、400 万２千円です。
２項　貸付金元利収入は、20 万円で、高額療養費貸付金収入です。
３項　特定健診等個人負担金は、165 万円で、特定健診等の個人負担金を見込むものです。
４項　雑入は、270 万２千円です。主なものは、交通事故などの第三者行為による納付金や資格喪失後の受診に関する返納金を見込むものです。

続きまして、歳出についてご説明します。
（事項別明細書は 15 ページになります。）

１款　総務費は、4,857 万１千円です。
１項　総務管理費は、3,435 万５千円で、会計年度任用職員報酬や、電算共同処理手数料などです。
２項　賦課徴収費は、1,370 万円で、電算システムの業務委託料が主なものです。
（17 ページになります）
３項　運営協議会費は、36 万４千円で、委員報酬などです。
４項　趣旨普及費は、15 万２千円で、国保制度の啓発用パンフレット購入を予定しています。

（19 ページになります）
２款　保険給付費は、68 億 5,865 万９千円です。
１項　療養諸費から、21 ページの３項　移送費までの合計 68 億 1,345 万円は、県から示された試算額を基に計上しており、前年度同額を見込んでいます。
（21 ページになります）
４項　出産育児諸費は、2,000 万９千円で、40 人分を見込んでいます。
５項　葬祭諸費は、420 万円で、140 人分を見込んでいます。
（23 ページになります）
６項　精神諸費は、2,100 万円の給付を見込んでいます。

３款　国民健康保険事業費納付金は、23 億 3,814 万４千円です。

１項　　医療給付費分は、14 億 6,856 万９千円です。

(25 ページになります)

２項　後期高齢者支援金等分は、６億 102 万３千円です。

３項　介護納付金分は、2 億 944 万円です。

４項　子ども・子育て支援金分は、5,911 万２千円です。

いずれも県の試算結果により、市から納付するもので、令和８年度より新たに子ども・子育て支援金分を納付することになったので、合計で前年度より、4,471 万５千円の増額です。

(27 ページになります)

４款　保健事業費は、１億 7,132 万４千円です。

１項　保健事業費は、1,603 万１千円で、主なものは健康ポイント制度、医療費通知等の経費です。

２項　特定健康診査等事業費は、１億 5,529 万３千円で、特定健診及び人間ドック等の委託料が主なものです。

(29 ページになります)

５款　積立金は、293 万円で、繰越金及び基金運用利子を財源として、積み立てるものです。

６款　公債費は、１千円の目出し計上です。

(31 ページになります)

７款　諸支出金は、714 万９千円です。保険税の還付金等です。

８款　予備費は、106 万５千円です。

説明は、以上です。

議案第 26 号

令和８年度安曇野市後期高齢者医療特別会計

令和８年度安曇野市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 19 億 5,889 万７千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

「第１表　歳入歳出予算」の、歳入からご説明します。

（事項別明細書は９ページからになります。）

１款　後期高齢者医療保険料は、15 億 4,235 万 2 千円です。

前年度と比較して、２億 1,840 万２千円の増額です。被保険者数、一人当たり医療費の増加、子ども子育て支援金の開始等による、後期高齢者医療広域連合の保険料調定見込み試算額増によるものです。

２款　使用料及び手数料は、１千円で、過年度分の督促手数料です。

３款　繰入金は、４億 1,441 万３千円です。

主なものは、保険料の軽減分（保険基盤安定）等を、一般会計から繰り入れるものです。

４款　繰越金は、10 万円です。

５款　諸収入は、203 万１千円です。主なものは、保険料還付金です。

続きまして、歳出についてご説明します。

（事項別明細書は、13 ページになります。）

１款　総務費は、628 万６千円です。

１項　総務管理費は、８万８千円、消耗品等の事務費です。

２項　徴収費は、619 万８千円で、収納事務に係る委託料が主なものです。

２款　後期高齢者医療広域連合納付金は、19 億 4,928 万円です。

後期高齢者医療の保険料など、制度運営に係る費用を後期高齢者医療広域連合において試算計上したものです。

（15 ページになります。）
３款　諸支出金は、202 万円です。主なものは、保険料還付金です。

４款　予備費は、131 万１千円です。

説明は、以上です。

議案第27号

令和８年度安曇野市介護保険特別会計予算

令和８年度安曇野市の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ103億9,149万８千円とする。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、５億円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第220条第２項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することできる場合は、次のとおりと定める。

第１号　保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

「第１表　歳入歳出予算」の歳入から、ご説明します。（事項別明細書は９ページからになります。）

１款　保険料　１項　介護保険料は、21億5,413万１千円です。第１号被保険者数の増加見込みにより561万円の増額を見込むものです。

２款　使用料及び手数料　１項　手数料は、１千円、督促手数料です。

３款　国庫支出金　は、23億7,909万円です。主なものは、１項　国庫負担金で、17億5,664万８千円。国の介護給付費負担金です。

（11ページになります）

４款　支払基金交付金　は27億2,037万７千円です。介護給付費交付金のほか、総合事業の財源として地域支援事業支援交付金を見込むものです。

５款　県支出金　は、14億6,831万６千円です。

１項　県負担金は、13億9,157万２千円で、県の介護給付費負担金分です。

２項　県補助金は、7,674万４千円で、総合事業等を含む地域支援事業への県交付金を見込むものです。

６款　サービス収入　は、１万５千円です。介護予防サービス計画作成に係る収入です。令和７年度から中部地域包括支援センターが委託となったため、計画作成に係るサービス収入はなくなりましたが、令和６年度遡及分を見込み計上するものです。

７款　財産収入　は、398万２千円です。

介護保険支払準備基金の利子収入を見込むものです。

（13 ページになります）
８款　繰入金　は、16 億 6,557 万８千円です。
　１項　一般会計繰入金は、15 億 1,962 万１千円です。介護給付、地域支援事業、介護保険料軽減措置、認定調査等事務費に係る費用について、一般会計より繰入れるものです。
　２項　基金繰入金は、１億 4,595 万７千円です。介護保険事業計画に基づき、介護給付等に係る一部費用を介護保険支払準備基金より繰入れるものです。

９款　繰越金　は、３千円です。事務費繰越金等について目出し計上するものです。

10 款　諸収入　は、５千円です。預金利子等について目出し計上するものです。

続いて、歳出についてご説明します
（事項別明細書は 17 ページからになります。）
１款　総務費　は、１億 6,105 万７千円です。
　主なものは、３項　介護認定審査会費で、１億 2,501 万３千円です。内容は、認定調査に係る人件費、主治医意見書作成料、調査委託料及び松本広域連合への負担金等です。

（21 ページになります。）
２款　保険給付費　は、96 億 8,080 万９千円です。
　主なものは、1 項　介護サービス等諸費で、92 億 4,588 万７千円です。施設サービスをはじめとした介護サービスの給付費用を見込むもので、歳出総額の 93%を占めています。
（23 ページになります）
　３項　高額介護サービス等費は、２億 805 万５千円です。サービス利用に係る月間の利用者負担額が基準額を超えた場合にお返しする費用です。

（25 ページから 35 ページになります。）
３款　地域支援事業　は、５億 3,499 万８千円です。
　主なものは、３項　介護予防・日常生活支援総合事業で、３億 6,044 万６千円です。対象者のケアプラン作成に係る事業費と訪問型及び通所型のサービス実施に係る事業費です。

４款　介護サービス事業費　は、１万５千円です。令和６年度に中央地域包括支援センター（市直営）が居宅介護支援事業所に委託した介護予防サービス計画費について、事業所からの遡及請求を見込み計上するものです。

５款　保健福祉事業費　は、887 万４千円です。内容は、介護予防介護者支援事業で、介護用品購入助成に係る事業費を計上するものです。
（37 ページになります。）

６款　基金積立金　は、398 万４千円です。基金利子等を見込み計上するものです。

７款　公債費　は、10 万円です。一時借入れを行った場合の償還金等です。

８款　諸支出金　は、161 万１千円。保険料の還付金等です。

（39 ページになります。）
９款　予備費　は、５万円です。

説明は、以上です。

議案第 28 号

令和８年度安曇野市上川手山林財産区特別会計予算

（歳入歳出予算）
第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ　200 万 3,000 円と定める。

議案書２、３ページ
第１表　歳入歳出予算、歳入です。
（事項別明細書は、９ページからになります。）

１款　財産収入　は　135 万 3,000 円で、土地の貸付収入、基金利子等です。

２款　繰越金　は　65 万円で、前年度からの繰越金です。

続きまして、歳出です。
（事項別明細書は、11 ページからになります。）

１款　総務費　１項　総務管理費は　190 万 3,000 円で、管理会委員への報酬や管理道路維持の委託費、基金積立金等です。

３款　予備費　としまして　10 万円を計上しました。

説明は、以上です。

議案第 29 号

令和８年度安曇野市北の沢山林財産区特別会計予算

（歳入歳出予算）
第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ　60 万 8,000 円と定める。

議案書２、３ページ
第１表　歳入歳出予算、歳入です。
（事項別明細書は、９ページからになります。）

１款　財産収入　は　７万 8,000 円で、土地貸付収入ほかです。

２款　繰越金　は　53 万円で、前年度からの繰越金です。

続きまして、歳出です。
（事項別明細書は、11 ページからになります。）

１款　総務費　１項　総務管理費は　50 万 8,000 円で、管理会委員への報酬、管理道路維持の委託費、基金積立金等です。

２款　予備費　としまして　10 万円を計上しました。

説明は、以上です。

議案第 30 号

令和８年度安曇野市有明山林財産区特別会計予算

（歳入歳出予算）
第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ　83 万円と定める。

議案書２、３ページ
第１表　歳入歳出予算、歳入です。
（事項別明細書は、９ページからになります。）

１款　分担金及び負担金　23 万 6,000 円は、地元管理費の分担金です。

２款　財産収入　12 万 1,000 円は、基金利子、土地貸付収入等です。

３款　繰越金　47 万 3,000 円で、前年度からの繰越金です。

続きまして、歳出です。
（事項別明細書は、11 ページからになります。）

１款　総務費　１項　総務管理費　73 万円は、管理会委員の報酬、管理道整備費、基金積立金等です。

２款　予備費　としまして　10 万円を計上しました。

説明は、以上です。

議案第 31 号

令和８年度安曇野市富士尾沢山林財産区特別会計予算

（歳入歳出予算）
第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ　70 万 8,000 円と定める。

議案書２、３ページ
第１表　歳入歳出予算、歳入です。
（事項別明細書は、９ページからになります。）

１款　分担金及び負担金　31 万 5,000 円は、地元管理費の分担金です。

２款　財産収入　１万 4,000 円は、基金利子です。

３款　繰越金　37 万 9,000 円で、前年度からの繰越金です。

続きまして、歳出です。
（事項別明細書は、11 ページからになります。）

１款　総務費　１項　総務管理費　55 万 8,000 円は、管理会委員報酬や管理道倒木処理費、基金積立金等です。

２款　予備費　15 万円を計上しました。

説明は、以上です。

議案第 32 号

令和８年度安曇野市穂高山林財産区特別会計予算

（歳入歳出予算）
第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ　73 万 6,000 円と定める。

議案書２、３ページ
第１表　歳入歳出予算、歳入です。
（事項別明細書は、９ページからになります。）

１款　分担金及び負担金　29 万円は、地元管理費の分担金です。

２款　財産収入　１万 1,000 円は、基金利子です。

３款　繰越金　43 万 5,000 円で、前年度からの繰越金です。

続きまして、歳出です。
（事項別明細書は、11 ページからになります。）

１款　総務費　１項　総務管理費　63 万 6,000 円は、管理会委員の報酬及び、管理道路維持の委託費、基金積立金等です。

２款　予備費　10 万円を計上しました。

説明は、以上です。

議案第 33 号

令和８年度安曇野市産業団地造成事業特別会計予算

令和８年度安曇野市の産業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 244 万円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表歳入歳出予算による。

議案書の２ページ、第１表 歳入歳出予算の歳入から説明いたします。

１款　繰入金　１項　他会計繰入金　243 万９千円は、市内産業団地の維持管理等に関する事務経費等を一般会計から繰り入れるものです。

２款　繰越金　１項　繰越金は、前年度繰越金を１千円計上しております。

続きまして議案書３ページ歳出です。

１款　産業団地事業費　１項　産業団地事業費　244 万円の主な内容は、既存産業団地の雨水排水機能改善工事です。

説明は、以上です。

議案第 34 号

令和８年度安曇野市有明荘特別会計予算

令和８年度安曇野市の有明荘特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,936 万 8 千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第１表　歳入歳出予算」による。

議案書２ページをお願いします。

歳入です。

１款　繰入金　１項　他会計繰入金 2,574 万 7 千円は、施設維持管理のため一般会計から繰り入れるものです。

２款　諸収入　１項　雑入は、有明荘の指定管理に係る施設使用料 362 万円です。

３款　１項　繰越金は、前年度繰越金として１千円を計上しております。

３ページ歳出をお願いします。

歳出です。

１款　１項　施設事業費 2,936 万 8 千円の主な内容につきましては、施設維持に伴う修繕費及び沢水ろ過システム設置等の工事請負費などです。

説明は、以上です。

議案第35号

令和８年度　安曇野市水道事業会計予算

第１条　令和８年度安曇野市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。
（１）給水戸数　３万9,860戸
（２）年間総給水量　935万4,000㎥
（３）一日平均給水量　２万5,627㎥
（４）主な建設改良事業
主要管路整備工事　２億1,230万円
既設管路（老朽管）更新工事　２億999万円

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。
（収　入）
第１款　水道事業収益　22億6,339万８千円
（支　出）
第１款　水道事業費用　20億9,665万３千円

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。
以下、括弧書につきましては記載の通りです。
（収　入）
第１款　資本的収入　７億7,574万円
（支　出）
第１款　資本的支出　20億5,898万６千円

第５条　債務負担行為につきましては、事項：第３次安曇野市水道ビジョン策定等業務、期間：令和９年度まで、限度額：2,100万円といたします。

第６条　企業債につきましては、限度額を４億5,000万円といたします。

第７条　では流用の制限を定めます。

第８条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、職員給与費１億6,612万７千円とするものです。

第９条　たな卸資産の購入限度額は、2,591万９千円と定めます。

予算書の 21 ページをご覧下さい。
予定損益計算書になります。下から４行目、当年度純利益は１億 2,044 万６千円を見込んでおります。

29、30 ページをお願いします。予算説明書になります。
収益的収入及び支出は、水道事業の経営活動に係る収入及び支出を計上しております。
収入の
１款　１項　１目　給水収益は、14 億 3,978 万円を計上しています。

２目 その他営業収益　節 03 補償金のうち３億 9,030 万円は、水道料基本料金減免事業の実施に伴い、国の重点支援地方交付金を一般会計から繰り入れるものです。

続きまして、31、32 ページをお願いします。
支出になります。
1 款　１項　営業費用は、水道水の安定供給のために経常的に発生する費用として、人件費や施設の維持管理経費などのほか、減価償却費や資産減耗費を計上しており、前年度対比 2,010 万５千円増の 20 億 2,206 万４千円です。

営業費用の増額の理由は、主に、１目 原水及び浄水費で水質検査業務 265 万 7 千円増、
及び 33、34 ページ
２目　配水及び給水費でアセットマネジメント策定業務 599 万４千円によるものです。

続きまして、35、36 ページをお願いします。
２項　営業外費用は、前年度対比 338 万９千円増の 6,458 万９千円です。
　増額の理由は、主に、２目　消費税及び地方消費税 が 900 万円の増額見込みであることです。

次に 37、38 ページをお願いします。
資本的収入及び支出で、水道施設の新設、改良などに係る収入及び支出を計上しています。

収入につきましては、
１款　１項　企業債は、４億 5,000 万円の借入れを行うものです。
２項　負担金は、県など他の機関又は他部局で実施する事業に伴う仮設配管、及び布設替え工事等の増額に伴い、１億 9,363 万円増の３億 1,966 万円を予定しています。

39、40 ページをお願いします。
支出になります。

１款　１項　建設改良費は、前年度対比 8,381 万５千円増の 15 億 2,779 万４千円で、主な事業としては、35 節の工事請負費で、主要管路整備工事が２億 1,230 万円、既設管路（老朽管）更新工事が２億 999 万円となっています。

２項　企業債償還金は、前年度対比 2,348 万３千円減の５億 3,119 万２千円です。

説明は、以上です。

議案第 36 号

令和８年度　安曇野市下水道事業会計予算

第１条　令和８年度安曇野市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。
(1)　排水戸数　３万 2,370 戸
(2)　年間総汚水量　863 万 2,000 ㎥
(3)　一日平均汚水量　２万 3,649 ㎥
(4)　主な建設改良事業
　　下水道施設統廃合事業　４億 3,373 万円

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。
（収　入）
第１款　下水道事業収益　　38 億 617 万９千円
（支　出）
第１款　下水道事業費用　　37 億 4,162 万２千円

第４条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。
　以下、括弧書につきましては記載の通りです。
（収　入）
第１款　資本的収入　21 億 8,917 万３千円
（支　出）
第１款　資本的支出　33 億 8,973 万１千円

第５条　債務負担行為につきましては、事項：下水道事業経営戦略策定等業務、期間：令和９年度まで、限度額：799 万７千円
事項：農業集落排水事業実施計画修正業務、期間：令和９年度まで、限度額：93 万円といたします。

第６条　企業債につきましては、下水道事業債と、資本費平準化債を予定しています。
第７条　一時借入金の限度額は 10 億円と定めます。
第８条　では流用の制限を定めます。
第９条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、職員給与費 7,051 万９千円とするものです。
第 10 条　たな卸資産の購入限度額は、52 万９千円と定めます。

予算書の 55 ページをご覧ください。予定損益計算書になります。下から４行目、当年度純利益は 6,579 万円を見込んでおります。

続きまして、63，64 ページをお願いします。予算説明書になります。
収益的収入及び支出は、下水道事業の経営活動に係る収支を計上しております。
収入の
１款　１項　１目　下水道使用料は、前年度対比 1,504 万２千円減の 18 億 8,064 万７千円を計上しています。

次に、２項　１目　他会計負担金は、前年度対比 1,366 万７千円増の 10 億 8,262 万１千円で、一般会計からの繰入金です。

続きまして、65、66 ページをお願いします、支出になります。
１款　１項　営業費用は、安定的な汚水処理のため、経常的に発生する費用として、人件費や施設の管理委託費などのほか、減価償却費や資産減耗費などを計上しており、前年度対比 335 万６千円減の 33 億 7,784 万２千円です。
減額の主な理由は、１目　管きょ費が職員給与など人件費、67、68 ページの２目　処理場費の委託料が明科浄化センター耐震診断業務の終了などにより減額したことによるものです。

次に、69、70 ページをお願いします。
２項　１目　支払利息及び企業債取扱諸費は、前年度対比 1,246 万４千円減の３億 1,763 万９千円で、企業債の償還が進み、企業債利息が減額となったことによります。

次に、71，72 ページをお願いします。
資本的収入及び支出　の収入
１款　１項　１目　企業債は、前年度対比１億 540 万円増の 16 億 1,780 万円で、下水道事業債償還の負担を平準化するための資本費平準化債は２億 1,070 万円減額しましたが、下水道施設改築更新事業により下水道事業債が３億 1,610 万円増額になったことによります。

次に、73，74 ページをお願いします。支出になります。
１款　１項　建設改良費は、前年度対比 8,156 万９千円増の９億 4,014 万５千円を計上しています。
１目　管きょ工事費は、引き続き下水道施設統廃合事業及び下水道施設改築更新事業に取り組みます。
２目　処理場工事費は、下水道施設統廃合事業における明科浄化センター施設整備設計業務の委託料を計上しています。

２項　企業債償還金　は、前年度対比 6,851 万１千円減の 24 億 4,958 万６千円で、定期償還分となります。

説明は、以上です。

議案第 37 号

市有財産の処分について（富田公民館建物の譲与）

市有財産である富田公民館の建物を次のとおり譲与することについて、地方自治法第 96 条第１項第６号の規定により、議会の議決を求めるものです。

譲与する建物
財産名は、富田公民館
所在地は、安曇野市穂高有明 4056 番地
建物の種類は、集会所
構造は、木造かわらぶき平家建（ひらやだて）
床面積は、86.95 ㎡

譲与の相手先は、富田区　区長

この施設につきましては、富田区民の生活文化の向上と社会福祉の増進等を目的として、富田区からの寄附金、長野県の補助金と旧穂高町の一般財源により、旧穂高町が昭和 62 年 12 月に建設したものです。

建設当時の富田区は法人格が持てなかったため、旧穂高町を所有者としていましたが、実態として区の公民館として使用されています。
また、建設費の一部は地元が負担していることから、この度、富田区の認可地縁団体の取得に伴い、富田区に譲与することをお諮りするものです。

説明は、以上です。

議案第 38 号

安曇野市過疎地域持続的発展計画の変更について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法　第８条第 10 項の規定により準用する同条第１項の規定により「安曇野市過疎地域持続的発展計画」を変更するため、議会の議決を求めるものです。

市では、令和４年４月に明科地域が一部過疎指定されたことを受け、令和４年度～７年度を計画期間とする「安曇野市過疎地域持続的発展計画」を策定し取組みを進めてきました。

市の過疎地域持続的発展計画は、県の過疎地域持続的方針に基づき策定するものですが、この度、長野県過疎地域持続的発展方針について、対象期間を新たに令和８年度から 12 年度の５年間とする改定が行われたため、これに合わせ市の計画も変更するものです。

【変更の概要】

県方針の改定については、対象期間の変更が主であることから、市の過疎計画の見直しについても

- 計画期間の延長
- 文中の数値やデータの時点修正（字句修正）
- 掲載している事業の加除（終了したものを削除し、今後予定される事業を追加）

といった、最低限の見直しとなります。

【主な変更内容】

- 変更後の計画…「別冊　安曇野市過疎地域持続的発展計画」のとおり
  表紙にあるとおり、計画期間を現在の令和４年度～７年度から、県方針に合わせて令和８年度～12 年度に変更しております。

このほかの変更内容については、「過疎地域持続的発展市町村計画　変更箇所一覧」のとおりです。

以降、変更箇所一覧に基づき、主な部分を抜粋して説明いたします。

- 項番 14　地域の持続的発展のための基本目標です。目標に 1 項目追加します。
  内容は、明科地域で行われる不特定多数を対象としたイベントへの来場者数について、令和 12 年度には令和 7 年度発表数値の 1.5 倍を目指すものです。
- 項番 19・20
  地域間交流の項目に「二地域居住」について状況を把握し、必要な支援を検討実施する旨の記載を追加しております。
- 項番 48　放課後児童クラブの課題に係る記載について
  小学校内における児童クラブのスペース整備が完了したため、記載を削除します。
- 項番 62
  令和 7 年 11 月に認定を受けた安曇野市文化財保存活用地域計画に係る取組みの推進について追記しました。

ここからは計画に記載した事業の加除部分についてご説明します。
計画に記載がある事業については、過疎対策事業債が活用できるなどの支援措置を活用できます。では、資料に基づき説明します。

- 資料戻りまして、項目 46（新事業の追加）
  東部アウトドア拠点整備と併せて実施する、前川護岸整備事業及び会田川護岸整備事業を追加しております。カヌーコースの充実につながる事業となります。
- 項番 50（２事業削除）
  明科地域においては小規模保育事業所を募集する予定がないため、小規模保育施設整備事業を削除します。また、先ほど説明した児童クラブの課題解消に伴い、児童クラブ整備事業を削除します。
- 項番 57（新事業の追加）
  新たに実施を予定する体育施設のＬＥＤ化事業を追加します。

その他につきましては、データの時点修正や市政の状況変化に応じた表現の修正となりますので、資料をお読取りください。

説明は、以上です。

議案第 39 号

松塩筑木曽老人福祉施設組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第２項の規定により、松塩筑木曽老人福祉施設組合規約の変更をしたいので、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

１　見直しの理由

松塩筑木曽老人福祉施設組合の組合経費の支弁方法について、組合を構成する市町村で協議をした結果、当該市町村の負担の割合を変更したいので、組合規約に必要な変更をするものです。

２　見直しの経過

令和６年 10 月に策定された松塩筑木曽老人福祉施設組合第六次基本計画（基本構想（令和７年度～令和 14 年度））を受け、令和７年２月から負担割合の見直しについて検討を始め、令和７年 10 月の理事者会にて変更案が決定されました。

３　変更内容

（１）組合経費の区分について（第 10 条）

組合の構成市町村が組合の経費を負担するに当たり、経費の区分に応じた負担を行うため、組合経費を「事務局経費」、「政策的経費」及び「施設運営費に区分するものです。

（２）組合経費の支弁方法について（第 11 条）

現規約における構成市町村の組合経費の負担割合の基本的な考え方は、組合設立時の措置制度に基づくものとなっており、構成市町村の均等割及び人口規模に応じた人口割をもって負担割合としていました。

平成 12 年度に施行された介護保険制度においては、契約制度による施設利用となっていることから、負担割合を組合施設全体における構成市町村に属する入所者の利用日数の割合に変更をするものです。

４　施行日

令和８年４月１日から施行するものです。

説明は、以上です。

議案第 40 号

市道の廃止について

道路法第 10 条第１項の規定により、市道路線廃止について議会の議決を求めるものです。

別紙の市道廃止路線調書をご覧ください。

今回の廃止路線は２路線です。
整理番号１の豊科１級 25 号線、整理番号２の豊科 2057 号線は、道路改良工事により起終点が変更となるため、一旦路線を廃止するものです。

路線の位置については、次ページからの廃止路線位置図をご覧ください。
破線は、変更後の路線を表しています。

説明は、以上です。

議案第 41 号

市道の認定について

道路法第８条第２項の規定により、市道路線認定について議会の議決を求めるものです。

別紙の市道認定路線調書をご覧ください。

今回の認定路線は４路線です。
整理番号１の豊科１級 25 号線、整理番号２の豊科 2057 号線は、道路改良工事により起終点が変更となるため再認定するものです。

整理番号３の豊科 3622 号線は、豊科１級 26 号線の新設に伴い市道認定するものです。

整理番号４の堀金 1786 号線は、宅地造成により築造された道路であり、市道として管理すべき道路であることから、市道認定するものです。

路線の位置につきましては、次ページからの認定路線位置図をご覧ください。
整理番号３の破線は、新設予定の豊科１級 26 号線を表しています。

説明は、以上です。